

「(仮称) 都島区地震本」企画編集業務委託仕様書

1 委託業務名称

「(仮称) 都島区地震本」企画編集業務委託

2 履行期間

令和7年9月上旬～令和7年12月12日(金)

3 誌面規格

A5版、左綴じ、横書き、60ページ、4色刷り(全面カラー)

4 業務内容

「(仮称) 都島区地震本」(以下、「地震本」と言う。)の企画・編集。

デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカット(都島区マスコットキャラクター都希(とっきー)を使ったイラストカット作成を含む)の作成、校正、カラーカンパの作成。

- (1) 当区指定原稿をInDesignまたはIllustrator上で作成すること。なお、当区使用OS及びソフト(macOSと使用ソフトはInDesignまたはIllustrator、Photoshopとする)とデータの互換性等に問題が発生しない措置をとること。なお、使用OS、ソフトともバージョン等の変更は当区と協議すること。
- (2) 画像ファイル加工等(JPEGデータ等)
- (3) 完成データ(誌面各ページのPDFデータ、JPEGデータ・テキストデータ)の作成。

5 編集方針

地震本の作成目的は、日頃からの備えや災害が発生した場合の対応などの防災情報を、区民の視点に立ち、伝わりやすく発信することで、区民の防災意識を向上させるとともに、行政や地域に対する区民の関心と理解を高め、正しい防災知識の取得や防災訓練等への参加につなげることである。

有効な情報発信を行うため、次の3点に取り組む。

- (1) 小学校高学年あたりの年齢からでも読みやすく、各家庭での防災知識習得に役立つものとして工夫する。
- (2) すっきり見やすい、読む気にさせる誌面レイアウト・デザインをめざす。
- (3) ホームページやSNS等の他の広報媒体と連携しながらも、すみ分けをはかる。

6 企画編集等

(1) 資料提供

ア 原稿は、ページごとのタイトルと内容をテキスト化した原稿、地図データ、写真を提供するほか、都島区マスコットキャラクター都希(とっきー)のデータも併せて提供する。

イ 原稿は、Word・Excel・JPEG・InDesign・Illustrator・Photoshop等のデータで電子メールで出稿する(一部指定原稿あり)。

- ウ 場合により、記録媒体（CD・DVD・フラッシュメモリー等）で出稿する場合もある。
- エ 記録媒体を持ち運ぶ際には、絶対に紛失のないようにすること。

（２）編集

- ア 当区担当者と４回程度の編集会議を原則都島区役所において実施すること。
- イ ディレクションができる担当者（アートディレクター・クリエイティブディレクターなど。ただし役職名は問わない。）を配置すること。
- ウ 地震本の書体、級数、組み方、配色は当区に確認し、承諾を得ること。
- エ 当区からの原稿に基づき、イラストやデザイン、レイアウトを施した原案を提示し、必要に応じて原案の意図するところの説明を行い、当区の承諾を受けた上で、編集を行うこと。
- オ 都島区マスコットキャラクター都希（とっきー）は、必要に応じてポーズや衣装等の加工を可能とする。
- カ 作成にあたって必要な資料の収集等を行うこと。
- キ 当区提供資料の確認を行い、不備がある場合は速やかに当区あてに連絡すること。

（３）校正

- ア 誌面構成、レイアウト、文字校正を一貫して把握・作業する統括責任者を配置することとし、校閲体制を備え速やかに対応すること。
- イ 校正は主として原案への朱書きで行い、電子メール・FAX 等で送付する。ただし、必要に応じて電話や Microsoft Teams 等のビデオ通話で実施する場合もある。
- ウ 誌面についてレイアウトの変更等、新たに提言を行う際は必要に応じて誌面のデータに加え、注釈を別途添付すること。
- エ 校正以外に、色味を確認できるよう、プリンターでのカラーカンパ出力を１回を行い、都島区役所へ、直接届けること。
- オ 初稿以降、校正作業終了後は速やかに誌面の PDF データを作成し、当区に提出すること。なお、当区の都合により、校正中の InDesign または Illustrator データの提出を求めることがある。なお校正回数は４回とする。なお、レイアウトに影響が小さい校正は先の校正回数に含めない。
- カ 校正は責とせず、校了まで繰り返し行う。
- キ 当区の都合により、校正の途中で見出し及び内容の変更・組み替えや、写真・イラスト・見出しの差し替えをすることがある。

７ 納入

履行期間内に完了し、次のデータを電子メール及び CD・DVD 等により速やかに本市指定場所へ提出すること。なお、提出する前には、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うなど、当区の環境にコンピューターウイルスを侵入させないための処置を講ずること。

- （１）校了全ページの InDesign または Illustrator データ（ファイルは圧縮しないこと）。
- （２）校了全ページのテキストデータ
- （３）校了各ページの PDF データ（ファイルサイズは 1 MB 以下とし、文字・画像が十分に判読可能な状態であること。ただし、地図等 1 MB 以下だと判読が困難な場合は 5 MB 未満とする）。
- （４）校了見開きページの PDF データ（ファイルサイズは 2 MB 以下とし、文字・画像が十分に判読可能な状態であること。ただし、地図等 2 MB 以下だと判読が困難な場合は 5 MB 未満

とする)。

- (5) 校了誌面各ページの JPEG データ (文字・画像が十分に判読可能な状態であること)。
- (6) 校了誌面見開きページの JPEG データ (文字・画像が十分に判読可能な状態であること)。
- (7) 校了データの掲載内容 (地震本に掲載しているすべての文字情報を含む) を必ずテキストデータに反映すること。その際は読み合わせを行うなど、誤りのないよう十分に確認すること。
- (8) 地震本の完成までには、本企画編集業務以外に、印刷事業者との連携も生じるので、必要に応じて適宜連携すること。

8 契約金額

(1) 価格

契約価格は、誌面の編集・レイアウト、カラーカンパ作成に関する経費など、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

(2) 支払い

支払いについては、発注者の履行確認後、受注者からの請求に基づき支払うこととする。

9 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ (仮称)都島区地震本企画編集業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等 (以下「再委託等」という。) に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 突発的な事由等による内容や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、速やかに双方協議し決定する。
- (2) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 当区が提供したすべての原稿、写真、イラスト等は、本業務以外に使用しないこと。
- (4) 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、当区に帰属するものとする。
- (5) 地震本は、区内全世帯に配布するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書のとおり厳密に履行すること。
- (6) 納入前に作成された地震本のデータ等を引き渡すよう当区から依頼のあった場合は、速やかに応じること。
- (7) 当区とのやりとりは、日本語で行うこと。
- (8) 契約書や仕様書に定めのない事項についてはその都度、双方協議のうえ定める。
- (9) 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、当区の解釈に従うこと。

11 担当

都島区役所まちづくり推進課（防災担当） 2階 22 番窓口

住所：〒534-8501 大阪市都島区中野町 2-16-20

TEL：06-6882-9902 FAX：06-6352-4558

E-mail：tb0002@city.osaka.lg.jp